

アイリス花巻デイサービスセンター指定通所介護事業所

《当事業所が提供するサービスと利用料金》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に基づき1割負担の方は9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

☆ 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（以下、ケアプランという）がある場合には、それを踏まえた通所介護計画に定められます。

①食事（ケアプランにおいて、食事の提供が予定されている方に限ります。ただし食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）12：00～

②入浴

- ・見守りや直接介助により入浴又は清拭を提供いたします。寝たきり状態でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、残存する身体機能を活用して生活機能の維持、向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。通常の事業時間の利用の方を送迎します。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（自己負担額）及び食費をお支払い下さい。下記料金表は1割負担の場合の料金を表示しています。介護保険負担割合証の割合が2割、3割の方は、その割合に応じた利用料金となります。

☆1割負担の方

介護区分	基本単価	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） イ	入浴加算	中重度 ケア体制 加算	認知症 加算	介護職員等 処遇改善 加算（Ⅰ）（注1）
要介護 1	658円	22円	40円	45円	60円	一月の利用 料金に 9.2%加算
要介護 2	777円					
要介護 3	900円					
要介護 4	1,023円					
要介護 5	1,148円					

※入浴加算、認知症加算は該当者のみ請求対象となります。

（認知症加算は日常生活自立度がⅢ以上と判定された場合に算定となります。）

注1：介護職員等処遇改善加算とは以下の要件を満たしている事業所について算定されます。

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届けた指定通所介護事業所であること。

- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）
- ☆ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、その地域が、厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ☆ 上記のサービス提供時間が、利用者や家族の都合、体調不良等により、延長または短縮となった場合は、基本単価が異なります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの内容と利用料金>

①食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1回あたり 580円

☆ 食事の中止の申し出は利用当日の午前10時半までとし、それ以降の申し出につきましては、食費をご負担いただきます。ただし、体調不良等により施設の判断で、食事を中止された場合は、負担の対象とはなりません。

②余暇活動

利用者の希望により余暇活動等に参加していただくことができます。

料金：参加していただく創作活動の材料代等の実費をいただきます。

(参加内容により金額は異なります)。

③喫茶コーナー

コーヒー・カルピス等 利用料金：1杯50円

④複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス利用料

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、超過部分のサービス利用料金の全額(10割)が利用者の負担となります。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとの精算となっております。翌月15日ごろまでに請求書をお届けしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

支払方法	支払期限	備考
① 預金口座振替	翌月25日	土日祝日の場合は翌営業日
② 窓口での現金支払い	翌月末までに窓口へお支払下さい。	
③ 指定口座への振込	翌月末までにお支払下さい。	振込み手数料は利用者負担となります。

差し支えなければ、安全、確実な①の方法でお願いいたします。